

運 委 参 第 1 6 5 号

平成31年 1月 31日

国土交通大臣

石井 啓一 殿

運輸安全委員会

委員長 中橋 和博

南海電気鉄道株式会社南海本線の列車脱線事故に係る意見について

運輸安全委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、国土交通大臣に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの施策を講じた場合は、その内容について通知方よりしくお取り計らい願いたい。

記

本事故は、増水した河水によって橋脚周辺で洗掘が発生し、橋脚が沈下及び傾斜して大きく変形した軌道を列車が走行したことにより脱線したものと推定される。

橋脚には洗掘防護工である根固め工が施工されており、南海電気鉄道株式会社では、本事故発生前からその変状を認識し、衝撃振動試験による橋脚の診断を行っていた。本事故の発生を顧みると、衝撃振動試験は、橋脚の現状の健全性を診断するうえで有効な手段であるものの、衝撃振動試験による診断だけでは、将来的な増水による洗掘防護工の防護機能の低下を見逃す結果につながる可能性があることを示唆している。

同種の洗掘災害を防止するためには、鉄道構造物等維持管理標準（構造物編）を指針として検査のプロセスを適切に実施し、必要な場合には、個別検査において洗掘防護工を対象とした詳細な調査を確実に実施して対策の検討を行うことが重要である。

鉄道構造物等維持管理標準（構造物編）については、「鉄道構造物等維持管理標準の制定について」（平成19年1月16日付け鉄道局長通達）により、国土交通省鉄道局から鉄軌道事業者に周知が図られているところであるが、洗掘災害は重大な事故に結びつきかねないことに鑑み、本事故の発生を踏まえ、以下の点について、河川橋りょうを有する鉄軌道事業者に周知を図るべきである。

1. 橋りょうの検査の実施にあたっては、鉄道構造物等維持管理標準（構造物編）を指針とするとともに、検査手法、健全度判定手法及び措置等について同標準の解説を参考とし、全般検査において洗掘防護工の変状等が確認された場合には、洗掘防護工の調査結果を反映した健全度の判定を実施し、個別検査の必要性を判断すること。個別検査が必要と判断された場合には、橋脚周りの状況や洗掘防護工の防護機能の維持状態を対象とした詳細な調査を実施して、対策の必要性及び緊急性を検討し、計画的に対策を実施すること。
2. 鉄道構造物等維持管理標準（構造物編）の解説では、「洗掘を受けやすい橋梁を抽出するための採点表」が提案されている。本採点表は、洗掘災害発生の危険性がある橋りょうを抽出することを目的とした任意のものであるが、上記1のプロセスにおいては、このような採点表を参考として個別検査の必要性の判断を適確に行うこと。